

「老いを生きる」

やすらぎの丘・たかとりワークス
統括施設長 佐藤宣三郎

本人の高齢化は、全ての人に共通する事象だと思います。「老後は家族の支えの許で悠々自適の生活を」と言うことも全ての人のもあります。

その為に働ける間は働いて稼いだ貯えと社会全体で協力して作りあげた制度である「年金」を所得基盤として生活を創って行きます。

このあたり前の構図が障害を持った人たちが高齢になったときに当てはまらない危惧を持つ。この危惧を皆さんと解明し、受けとめ、自分達で出来ること、支援の必要なことを考えてみたいと思います。

① 支援者の必要性

ようろうりつりよう
養老律令の中に「老」とは長い経験を積んで物事をよく知っている存在とされている。

この中で	80才になったら1人	} の介護者をつける
	90才になったら2人	
	100才になったら5人	

この確保は、、、

② 生きる条件

- ・ 支えられて生きる—支えられながら役割を持つ
- ・ より個別化された生活環境が必要
- ・ より多くの対人関係が必要—親族以外の関係が中心となる
- ・ より多くの楽しみが必要

③ 所得補償について

- ・ 20才から支給される障害基礎年金の行方は
- ・ 働くことによって得られた賃金の行方は
- ・ 貯えがなく、支給される年金だけでは生活が出来なくなる今の社会制度

④ 住まいについて

- ・安心して生活を送れる場所は
- ・入所支援施設の安定性と人間としては望ましいとは言えない生活の場
- ・少しは人間らしい生活出来るが支援の面での不安
- ・親の介護能力の低下、もしくは喪失した実家の意味

⑤ 社会参加することは？

- ・「老人クラブ」等の社会資源の活用の可能性は
- ・「社会参加」する為には本人の主体的係わりが求められるが、、、
- ・障害を持つ人と持たない人の共有出来る場を創って来たのか（海・陸の共生の場＝渚的な場）

⑥ 社会化の基盤である家族の変化

- ・親も含めて本人のニーズを認知出来るのか
- ・兄弟姉妹のつながりは、他人の始まり、、、？
- ・座る位置の喪失

⑦ 障害福祉サービス提供制度の衰退

- ・税に依存する体質
- ・介護保険への吸収統合
- ・形はともかく、目的が基本的に異なる

⑧ さてどうする？

参考 養老律令 757年（天平宝字元年）に施行された基本法令
大宝律令を修正して編纂